

北翔大学学術リポジトリ運用指針

(趣旨)

第1条 この指針は、北翔大学（北翔大学短期大学部を含む。以下、「本学」という）において運用する北翔大学学術リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 リポジトリは、本学の教育研究活動において作成された学術成果等を収集・蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供し、本学の学術研究の発展に資するとともに、広く社会に対する貢献を果たすことを目的とする。

(管理運用)

第3条 リポジトリの管理運用は、北翔大学図書館（以下「図書館」という。）が行う。

(登録者)

第4条 リポジトリに学術成果等を登録することができる者（以下「登録者」という。）は次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことがある教職員、学生
- (2) その他図書館長が特に認めた者

(登録対象)

第5条 リポジトリの登録対象となる学術成果等は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 本学における教育研究活動又は本学研究者が関与する教育研究活動において作成されたもの
- (2) 法令上、社会通念上及びセキュリティ上問題が生じないもの

(登録手続)

第6条 リポジトリへの学術成果等の登録を希望する者は、別に定める様式により登録申請を行い、図書館長の許可を得るものとする。学生は指導教員を介して登録申請を行うものとする。ただし、本学が発行する研究紀要・年報等はすべてリポジトリに登録するものとする。

(登録された学術成果等の利用)

第7条 図書館は、次に掲げる方法により学術成果等を利用することができる。

- (1) 当該学術成果等の全文を電子化・複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
 - (2) ネットワークを通じて、前項の複製物を不特定多数に無償で公開する。
 - (3) 保存及び利用可能性維持のための複製または媒体変換を行う。
- 2 学術成果等の保存年限は、特に登録者からの申し出がない限り無期限とし、登録者が本学から離籍した場合も、本人からの申し出がない限り公開停止を行わない。

(著作権)

第8条 リポジトリに登録される学術成果等の著作権については、以下の通り取り扱うものとする。

- (1) 学術成果等の著作権が登録者のみに帰属する場合、登録者は第7条に掲げる利用を無償で許諾するものとする。
- (2) 学術成果等の著作権が複数の者に帰属する場合または登録者以外に帰属する場合、登録者は他の著作権者に対し、第7条に掲げる利用について無償での許諾を予め得ておくこととする。
- (3) 学術成果等の著作権は、登録後も著作権者に帰属する。

(登録の削除及び非公開化)

第9条 登録された学術成果等は、以下に掲げる場合において登録を削除又は非公開化することができる。

- (1) 登録者から理由を付して削除又は非公開化の申請があり、図書館長が認めた場合
- (2) 第5条の要件を満たさないことが判明し、図書館長が認めた場合

(公開された学術成果等の利用条件)

第10条 リポジトリで公開された学術成果等を利用しようとする者(以下、「利用者」という。)は、以下を遵守するものとする。

- (1) 利用しようとする学術成果等の著作権者が出版者等で、その投稿規則あるいは出版契約等により当該出版社等が利用条件を定めている場合は、その条件を遵守すること。
 - (2) 利用しようとする学術成果等が、前号の適用を受けていない場合は、著作権法に規定する私的使用目的での複製、引用等の権利制限の範囲内で利用すること。
- 2 利用者は、前項各号の利用条件の範囲を超えて利用する場合には、事前に当該学術成果等の著作権者からその利用に係る許諾を得なければならない。

(免責事項)

第11条 登録された学術成果等の内容に関する責任は登録者が負うものとする。また登録された学術成果等の利用によって生じたいかなる損害・不利益についても、本学は一切責任を負わないものとする。

(指針の改廃)

第12条 本指針の改廃については、図書館運営委員会の議を経て図書館長が行う。

(その他)

第13条 この指針に記載されていない管理及び運用事項については、必要に応じて、登録者及び図書館運営委員会が別途協議するものとする。

附則

この指針は、平成26年12月1日から施行する。